

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成 26 年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の**

取り組みに対し **50万円** を上限に補助金
(補助率 : 2 / 3) が出ます

※補助金の採否は採択審査委員会にて決定されます。

- ・雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者については 100 万円が上限になります。
 - ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は 100 万円～500 万円です。*連携小規模事業者数によります。
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

《対象となる取り組みの例》

① 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

上記補助金獲得を目指した経営計画作成セミナーを行います。

日時 平成 27 年 4 月 8 日(水)14:00～18:00

4 月 9 日(木) 9:00～12:00

場所 ほほえみの宿 滝の湯

主催 天童商工会議所

詳しくは、下記よりちらし(PDF)をダウンロードしてください。

<http://www.tendocci.com/src/sc1541/keieikeikakusemina-chirashi.pdf>

または、[天童商工会議所](#) トップページよりお入りください。

セミナー
開催

【お問い合わせ】

天童商工会議所 中小企業相談所 TEL023-654-3511 <http://www.tendocci.com/>

【小規模事業者持続化補助金の概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

<http://www.jizokukahojokin.info>

(1) 補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

業種	常時使用する従業員数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

(2) 対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

(3) 補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買い物弱者対策事業の場合に限ります)、委託費、外注費

(4) 補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限50万円(雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者は上限100万円)

*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

(5) 申請から補助金受領までの手続

	第一次受付	第二次受付
①. 申請受付開始	平成27年2月27日(金)	
②. 天童商工会議所へ事業支援計画書の発行を依頼し、申請書を提出	※③の10日前までをお願いします。 申請はできるだけお早めをお願いします。	
③. 日本商工会議所への申請書類一式の提出締切	平成27年3月27日(金)※	平成27年5月27日(水)※
④. 採択結果公表	平成27年4月30日(木)予定	平成27年6月30日(火)予定
⑤. 実施期限	交付決定通知書受領後から 平成27年10月31日(土)まで	交付決定通知書受領後から 平成27年11月30日(月)まで

(注) 採択決定した場合は、実施後の実績報告書の提出があります。

検討されている方は、早めに当所中小企業相談所までご相談ください。